

岐阜県公報

第二千九百二十一号
平成三十年二月十三日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 七七^ハ

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 八〇

道路の区域変更

(道路維持課) 八一

道路の供用開始

(同) 八一

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 八二

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八三

岐阜県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

告示

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町牧田字和田五〇七八の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田五〇七八の三(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市一之宮町字焼谷六二〇七の一、六二一〇、六二一一、六二二二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町福寄字クジヤ洞一五四九の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町久須見字洞一三〇二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字洞一三〇二の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町高野字稲葉通三三四の一、三三四の三、字御堂洞二〇五七の一、二〇五九の一、字洞口二〇六六、二〇六六の二から二〇六六の四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

海津市南濃町庭田字南山一三三〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町福地字蔵橋一の一四、一〇三〇、一〇三三一、一〇三四、一〇三五

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町三川字上海戸二、四、五の二、一五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市蛭川字高見六七九の四、六七九の六、六七九の一八、六七九の二一、六八〇の一、六八〇の五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

加茂郡白川町下佐見字大洞一四四四の一・一四四四の三・一四四五の三・一四四七

(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)(一四四四の四、一四四五の一、一四四五の二、一四四八から一四五〇まで、一四五一の一、一四五二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
岐 阜 県 道	関ヶ原線	揖斐郡大野町大字下礪字道下三三八番地先から同郡同町大字同字三一一番一地先まで	前	三・七〇	九・〇	
			後	三・〇	九・〇	

岐阜県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
岐 阜 県 道	大野線	揖斐郡大野町大字稲富字上立町一二七二番地先から同郡同町大字同字二八二番地先まで	前	二・四	五・〇	
			後	三・三	五・〇	

岐阜県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は示定年月日ほか)
岐 阜 県 関ヶ原線	揖斐郡大野町大字下礪字道下 三二八番地先から 同 郡 同 町 大 字 同 字 同 三 一 番 一 地 先 まで		九・〇	平成 三〇・二・一三	平成 三〇・二・一三

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年二月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年二月一日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地
エディオン大垣ベルプラザ店

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) エディオン大垣店

(変更後) エディオン大垣ベルプラザ店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エディオン

岐阜県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表取締役 久保 允普

(変更後) 株式会社エディオン

岐阜県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表取締役 久保 允普 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年二月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年二月一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオン

三 建物の名称及び所在地

エディオン大垣ベルプラザ店

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時～午後七時

(変更後) 午前六時～午後十時

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市東野の一部(花無山)

三 調査を行った期間

平成二十五年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(東野の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(東野の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市肥田町の一部(肥田第二)

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十七年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市(肥田町の一部)の地籍図

岐阜県土岐市(肥田町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年二月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市小坂町長瀬の一部(長瀬)

三 調査を行った期間

四 平成二十六年度から平成二十九年度まで
 地図及び簿冊の名称
 岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図
 岐阜県下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿
 五 認証年月日
 平成三十年二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
 加茂郡東白川村
 二 調査を行った地域
 岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（黒淵）
 三 調査を行った期間
 平成二十七年年度から平成二十九年度まで
 四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
 岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿
 五 認証年月日
 平成三十年二月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称
 加茂郡東白川村
 二 調査を行った地域
 岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（板山）
 三 調査を行った期間
 平成二十八年度から平成二十九年度まで
 四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
 岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿
 五 認証年月日
 平成三十年二月十三日

平成三十年二月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社